Ⅱ 環境の状況

1 大気

- 1-1 大気汚染物質に係る基準
- (1) 大気汚染物質に係る環境基準

	質に係る環境基準					
物 質	環境基準		環境基準による評価方法			
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm まで のゾーン内又はそれ以下で あること。	日平均値	の年間 98%値が 0.06ppm 以下であれば環境基準達成である。			
	1 時間値の 1 日平均値が	短期的 評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。			
浮遊粒子状 物 質	0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以 下であること。	長期的 評価	年間の日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³以下であれば環境基準達成である。ただし、日平均値が 0.10mg/m³を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。			
光 化 学 オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下で あること。	昼間 (5 日	時∼20 時)の時間帯において、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。			
	1 時間値の 1 日平均値が	短期的 評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。			
二酸化硫黄	0.04ppm 以下であり、かつ、 1 時間値が 0.1ppm 以下であ ること。	長期的 評価	年間の日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であれば環境基準達成である。ただし、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。			
	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	短期的 評価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値(1 日を 8 時間ごとの 3 区分した時の各区分の平均値)が 20ppm 以下であること。			
一酸化炭素		長期的 評価	年間の日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であれば環境基準達成である。ただし、日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。			
微小粒子状 物質	1 年平均値が 15μg/m³以下 であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m³以下であること。		が 15μg/m³以下であり、かつ、日平均値の年間 98%値が 35μg/m³以 ば環境基準達成である。			
環境基準の 適用除外	ない地域・場所については適	i用されない				
備考	①都市計画法に規定する工業専用地域 ②港湾法に規定する臨港地区 ③道路の車道部分					

(2) 炭化水素濃度の指針(光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針)

物	質	指針値	備考
	タン	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン 炭化水素の 3 時間平均値は 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。	ppmC: 炭素原子数を基準とした百万分率をいう。 (例) メタン (CH ₄) の場合、1ppm が 1ppmC ブタン (C ₃ H ₈) の場合、1ppm が 3ppmC となる

(3) 自動車排出ガスによる大気汚染の限度

物質	限度値	備考
一酸化炭素	一酸化炭素の大気中における含有率の 1 時間値の月間平均値 100 万分の 10 (10ppm) とする。	下関市長は、自動車排出ガスにより道路の部分及びその周辺の区域に 係る大気の汚染が環境省令で定める限度を超えていると認められると きは、山口県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとる べきことを要請するものとする。

1-2 大気汚染物質に係る緊急時措置(山口県大気汚染緊急時措置要綱)

(1) 硫黄酸化物に係る緊急時措置

	発令、解除			減少措置
区分	発令基準	解除基準	区分	措置内容
情報	1 時間値が 0.15ppm 以上であって,気象条件からみて,その状態が継続すると認められるとき。	左欄に掲げる状態 が解消したとき。	協力依頼	20%以上を目標とした自主的なばい煙量の減少
注意報	次のいずれかに該当する場合であって気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき。 ①1 時間値が 0. 2ppm 以上である状態を 2 時間継続したとき。 ②計測値が 48 時間平均値で 0. 15ppm 以上になるおそれのあるとき。	すべての測定局の 1時間値が0.15ppm 以下となり、 0.2ppm以上になる おそれのなくなっ たとき。	協 力	ばい煙量を 35%以上減少
第一警報	次のいずれかに該当する場合であって気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき。 ①1 時間値が 0. 2ppm 以上である状態を 3 時間継続したとき。 ②1 時間値が 0. 3ppm 以上である状態を 2 時間継続したとき。 ③1 時間値が 0. 5ppm 以上の値になったとき。 ④計測値が 48 時間平均で 0. 15ppm 以上になったとき。 51 時間値が 0. 2ppm 以上である状態を 6 時間以上継続し、気象条件からみて、大気汚染がなお進行すると認められるとき。	すべての測定局の 1時間値が 0.15ppm 以下となり、 0.2ppm 以上になる おそれのなくなっ たとき。	勧告	ばい煙量を 50%以上減少
第二警報	次のいずれかに該当する場合であって気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき。 ①1 時間値が 0.5ppm 以上である状態を 3 時間継続したとき。 ②1 時間値が 0.7ppm 以上である状態を 2 時間継続したとき。	すべての測定局の 1 時間値が 0.4ppm 以 下 と な り 、 0.5ppm 以上となる おそれのなくなっ たとき。	命令	ばい煙量を 80%以上減少

(注)情報、注意報及び第一警報発令時における減少率は情報提供直前のばい煙排出量に対する割合を、第二警報発令時における減少率は排出許容量に対する割合をいう。

(2) 光化学オキシダントに係る緊急時措置

	発令、解除			減少措置			
区分	発令基準	解除基準	区分	措置内容			
情報	1 時間値が 0.10ppm 以上 0.12ppm 未満であって、気象条件からみ て継続すると認められるとき。	1 時間値が 0.10ppm 未満となり 気象条件から見て当該大気汚染 の状態が回復すると認められる とき。	協力依頼	20%以上を目標とした自主的 な排出ガス量又は窒素酸化物 排出量の減少			
特別情報	1 時間値が 0.12ppm 未満であって、オキシダント類似の大気汚染の発生により、現に被害が発生し、気象条件からみて継続又は拡大すると認められるとき。	オキシダント類似の大気汚染が 消失し、気象条件から見て再び 発生するおそれがないと認めら れるとき。	協力要請 又は勧告	ばい煙又は排出ガス量若しく は窒素酸化物排出量を 20%以 上減少			
注意報	1 時間値が 0.12ppm 以上 0.40ppm 未満であって、気象条件からみ て継続すると認められるとき。	1 時間値が 0.12ppm 未満となり 気象条件から見て当該大気汚染 の状態が回復すると認められる とき。	協力要請	排出ガス量又は窒素酸化物排 出量を 20%以上減少			
警報	1 時間値が 0.40ppm 以上であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1 時間値が 0.40ppm 未満となり 気象条件から見て当該大気汚染 の状態が回復すると認められる とき。	命令	排出ガス量又は窒素酸化物排 出量を 40%以上減少			

⁽注) 情報発令時における減少率は通常の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいい、特別情報、注意報、警報 発令時における減少率は、情報提供直前の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいう。

1-3 PM2.5に係る注意喚起の基準 (PM2.5の注意喚起等に係る対応方針)

	日平均予測	当 (FM2.5 の注意喚起寺に 判断基準				
レベル	日平均値 (μg/m³)	1 時間値 (μg/m³)	行動の目安			
ш	70 超	85 超	・屋外で長時間の激しい運動を控える。 ・外出をできるだけ控える。 ・屋内喚起や窓の開閉を最小限にする。 ※呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等に おいては、体調に応じて、より慎重に行動することが 望まれる。			
п	70 以下	85 以下 ~35 超	特に行動を制約する必要はないが、呼吸器系や循環器系 疾患のある者、小児、高齢者等では健康、体調の変化に 注意する。			
I		35 以下	通常の行動が可能			

1-4 有害大気汚染物質に係る基準

(1) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境基準
ベンゼン	1 年平均値が3 μ g/m³以下であること
トリクロロエチレン	1 年平均値が130 μ g/m³以下であること
テトラクロロエチレン	1 年平均値が200 μ g/m³以下であること
ジクロロメタン	1 年平均値が150 μ g/m³以下であること

(2) 有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物質	指 針 値
アクリロニトリル	1 年平均値が2 μ g/m³以下であること
塩化ビニルモノマー	1 年平均値が10 μ g/m³以下であること
水銀及びその化合物	1 年平均値が0. 04 μ gHg/m³以下であること
ニッケル化合物	1 年平均値が0. 025 μ gNi /m³以下であること
クロロホルム	1 年平均値が18 μ g/m³以下であること
1, 2-ジクロロエタン	1 年平均値が1.6μg/m³以下であること
1, 3-ブタジエン	1 年平均値が2. 5 μ g/m³以下であること
ヒ素及びその化合物	1 年平均値が 0.006 μ gAs/m³以下であること
マンガン及びその化合物	1 年平均値が 0.14 μ gMn/m³以下であること

1-5 K 値規制の推移

	\$47. 1. 5	\$48. 1. 1	S49. 4. 1	S50. 4. 15	S51. 9. 28	
下関市 (彦島)	14. 0	11. 7	8. 76	8. 76	6. 0	
下関市(旧豊浦郡の区域を除く)	18. 7	15. 8	8. 70	8. 70	0. 0	
その他の地域	22. 2	22. 2	17.5	17.5	17. 5	

1-6 大気環境常時監視地点

大気汚染常時監視局 (測定開始年月)

(注)事務処理基準に基づき測定局の数及び配置の見直しを実施し、平成20年度より以下の体制にて監視

	二酸化硫黄	浮遊 粒子状 物質	光化学 オキシ ダント	一酸化窒素	二酸化窒素	一酸化炭素	非メタン 炭化 水素	メタン 炭化 水素	微小 粒子状 物質	風向風速	温度湿度	日射量
小月局	\$48/3	\$63/11								\$48/3		
長府局	\$45/8	\$59/11		\$50/7	\$50/7	H20/4	\$57/3	\$57/3	H25/3	S46/1	H20/4	H25/3
彦島局	\$45/3	\$59/3	\$53/12	\$53/11	\$53/2		\$63/11	\$63/11	H24/3	\$48/3		
山の田局	\$48/3	S61/11	\$50/7	\$50/7	\$50/7				H24/3	\$48/3	\$50/7	\$50/7
豊浦局		H20/4	H20/4	H20/4	H20/4				H25/3	H20/4		

(単位:ppm)

1-7 環境監視結果 (大気汚染物質)

(1) 窒素酸化物(一酸化窒素、二酸化窒素)

【二酸化窒素の測定結果 (年平均値経年)】

	H27	H28	H29	H30	R1
長府局	0. 016	0. 016	0. 015	0. 013	0. 013
彦島局	0. 013	0. 012	0. 014	0. 013	0. 013
山の田局	0. 012	0. 011	0. 011	0. 011	0. 010
豊浦局	0. 003	0. 003	0. 004	0.003	0. 003
全国	0. 010	0.009	0. 009	0.009	

【窒素酸化物の測定結果 (月次集計)】

(単位:ppm)

		H31				R	1					R2	
		4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
E	一酸化窒素	0. 003	0. 003	0.003	0.005	0.004	0.004	0.004	0.009	0. 010	0. 006	0. 006	0. 005
長府局	二酸化窒素	0. 013	0. 015	0. 011	0.010	0.009	0. 011	0. 011	0. 016	0. 016	0. 013	0. 015	0. 014
问	窒素酸化物	0. 016	0. 018	0. 014	0.014	0. 013	0. 015	0. 014	0. 025	0. 025	0. 019	0. 021	0. 020
产	一酸化窒素	0. 002	0. 002	0. 002	0.005	0.004	0.002	0.002	0.003	0. 004	0. 002	0. 003	0.002
彦島局	二酸化窒素	0. 013	0. 016	0. 012	0. 012	0. 011	0.009	0. 011	0. 014	0. 015	0. 012	0. 014	0.014
问	窒素酸化物	0. 015	0. 018	0. 014	0. 017	0. 015	0. 011	0. 013	0. 017	0. 019	0. 014	0. 016	0.016
山	一酸化窒素	0. 001	0. 001	0. 001	0.002	0.002	0.002	0. 001	0. 002	0. 002	0. 002	0. 002	0. 001
の田局	二酸化窒素	0. 010	0. 011	0.008	0.009	0.008	0.008	0.008	0. 013	0. 013	0. 010	0. 011	0. 011
局	窒素酸化物	0. 010	0. 012	0. 009	0. 011	0.010	0.009	0.009	0. 015	0. 015	0. 012	0. 013	0. 013
<u>#</u>	一酸化窒素	0.000	0.000	0.000	0. 001	0.000	0.000	0.000	0. 001	0. 001	0.000	0.000	0.000
豊浦局	二酸化窒素	0. 002	0. 003	0. 002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0. 004	0.003	0. 004	0.003
向	窒素酸化物	0. 003	0. 003	0. 002	0.003	0.003	0.003	0. 002	0. 004	0. 005	0. 003	0. 004	0. 004

【窒素酸化物に係る測定結果(年間値)および二酸化窒素に係る環境基準達成状況】

			一酸	比窒素	二酸化窒素								窒素酸化物	
	測定 日数	測定 時間	年 平均値	日平均値 の年間 98%値	年 平均値	環境基準 日平均値 の年間 98%値	評価	日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 日数とその割合		年 平均値	日平均値 の年間 98%値	
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)		(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	
長府局	338	8, 034	0.005	0. 022	0. 013	0. 026	達成	0	0.0	0	0.0	0. 018	0. 046	
彦島局	338	8, 036	0.003	0. 013	0. 013	0. 026	達成	0	0.0	0	0.0	0. 015	0. 035	
山の田局	337	8, 030	0. 002	0. 007	0. 010	0. 023	達成	0	0.0	0	0.0	0. 011	0. 028	
豊浦局	337	8, 025	0.000	0. 002	0. 003	0.008	達成	0	0.0	0	0.0	0. 003	0. 010	

(2) 浮遊粒子状物質

【測定結果 (年平均値経年)】

(単位: mg/m³)

	H27	H28	H29	H30	R1
小月局	0. 020	0. 020	0. 019	0. 016	0. 014
長府局	0. 020	0. 019	0. 018	0. 015	0. 014
彦島局	0. 020	0. 019	0. 019	0. 019	0. 018
山の田局	0. 021	0. 020	0. 019	0. 016	0. 014
豊浦局	0. 016	0. 016	0. 014	0. 015	0. 013
全国	0. 019	0. 017	0. 017	0. 017	

【測定結果 (月平均値)】

(単位	:	mg/m^3)

(単位:ppm)

	H31					R2						
	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2 月	3 月
小月局	0. 015	0. 016	0. 015	0. 017	0. 018	0. 015	0. 012	0. 013	0. 012	0.011	0. 012	0. 012
長府局	0.014	0. 015	0. 014	0. 018	0. 019	0. 014	0. 011	0. 011	0.011	0.009	0. 012	0. 011
彦島局	0. 018	0. 022	0. 018	0. 021	0. 022	0. 017	0. 015	0. 016	0. 015	0.014	0. 016	0. 015
山の田局	0.016	0. 017	0. 015	0. 018	0. 021	0. 015	0. 012	0. 012	0. 011	0.010	0. 012	0. 011
豊浦局	0. 015	0. 017	0. 015	0. 016	0. 017	0. 013	0. 011	0. 012	0.010	0.010	0. 012	0. 011

【環境基準達成状況】

E.V.	± 55					短期的	勺評価			長期的評価	
区分	有効 測定 日数	測定 規定		1時間値 の最高値	1 時間値が 0. 20mg/m³を超えた 時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m³を超えた 日数とその割合		年平均 値の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m³を超えた 日が2日以上連続	判定
測定局	(日)	(時間)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(時間)	(%)	(日)	(%)	$(\mathrm{mg}/\mathrm{m}^3)$	したことの有無	
小月局	338	8, 116	0. 014	0. 118	0	0.0	0	0. 0	0. 033	無	達成
長府局	338	8, 116	0. 014	0. 156	0	0.0	0	0.0	0. 030	無	達成
彦島局	336	8, 098	0. 018	0. 117	0	0.0	0	0.0	0. 036	無	達成
山の田局	338	8, 118	0. 014	0. 097	0	0.0	0	0.0	0. 033	無	達成
豊浦局	326	7, 844	0. 013	0. 082	0	0.0	0	0. 0	0. 032	無	達成

(3) 光化学オキシダント

【測定結果(昼間の日最高1時間値の年平均値経年)】 (単位:ppm)

	H27	H28	H29	H30	R1
彦島局	0. 046	0. 048	0. 048	0. 046	0. 044
山の田局	0. 049	0. 052	0. 050	0. 048	0. 048
豊浦局	0. 051	0. 051	0. 052	0. 051	0. 050
全国	0. 048	0.047	0. 048	0. 047	

【測定結果(昼間の日最高1時間値の月平均値)

	H31			R2								
	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3 月
彦島局	0. 059	0. 071	0. 055	0. 040	0. 039	0. 034	0. 032	0. 042	0. 035	0. 039	0. 038	0. 040
山の田局	0.060	0. 072	0. 056	0. 041	0. 041	0. 039	0. 046	0. 047	0.039	0. 041	0. 045	0. 051
豊浦局	0.063	0. 076	0. 059	0. 044	0. 041	0. 039	0. 047	0. 048	0. 041	0. 044	0. 048	0. 053

【環境基準達成状況】

区分	昼間 測定 時間	昼間の 1 時間値が 0. 06ppm を超えた 時間数	昼間の 1 時間値が 0. 12ppm 以上の 時間数	昼間の日最高 1時間値の 平均値	判定
測定局	(時間)	(時間)	(時間)	(ppm)	
彦島局	5, 003	296	1	0. 044	非達成
山の田局	5, 004	353	0	0. 048	非達成
豊浦局	4, 997	483	1	0. 050	非達成

(4) 二酸化硫黄 【測定結果 (年平均値経年)】

【測定結果(年平均値経年)】 (単位:p)												
	H27	H28	H29	H30	R1							
小月局	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001							
長府局	0. 002	0. 002	0. 002	0. 002	0. 002							
彦島局	0. 004	0.004	0. 004	0. 004	0. 003							
山の田局	0. 002	0. 002	0. 002	0. 002	0. 002							
全国	0. 002	0. 002	0. 002	0. 002								

【測定結果 (月平均値)】 (単位:ppm)

	H31			R2								
	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3 月
小月局	0. 001	0. 002	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001	0.001	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001
長府局	0. 002	0.003	0. 002	0. 002	0.002	0. 002	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001
彦島局	0.004	0. 006	0. 003	0.004	0.004	0. 002	0. 003	0.003	0. 003	0. 002	0. 002	0. 002
山の田局	0. 002	0. 003	0. 002	0. 002	0. 002	0. 002	0. 002	0.002	0. 002	0. 001	0. 001	0. 001

【環境基準達成状況】

EA	区分 有効 測定 時間 日数					短期	的評価		長期的評価		
			年 平均値	1時間値 の最高値	1 時間値が 0. 1ppm を超えた時間数と その割合				年平均 値の 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日 以上連続したこと	判定
測定同	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	の有無	
小月局	338	8, 036	0. 001	0. 022	0	0.0	0	0.0	0. 003	無	達成
長府局	338	8, 035	0. 002	0. 023	0	0.0	0	0.0	0. 005	無	達成
彦島局	338	8, 036	0. 003	0. 061	0	0.0	0	0.0	0.009	無	達成
山の田局	338	8, 038	0. 002	0. 015	0	0.0	0	0.0	0. 005	無	達成

(5) 一酸化炭素 【測定結果 (年平均値経年)】

【測定結果	【測定結果 (年平均値経年)】										
	H27	H28	H29	H30	R1						
長府局	0. 2	0. 2	0. 2	0. 2	0.1						
全国	0.3	0. 3	0. 2	0. 2							

【測定結果 (月次集計)】 (単位:ppm)

	H31						R2					
	4月	5月	6月	7月	1月	2月	3月					
長府局	0. 2	0. 1	0. 1	0.1	0. 1	0. 1	0. 1	0. 2	0. 2	0. 2	0. 2	0. 1

【搢谙其淮達成状況】

【垛児空午↓	主火化儿】								
					短期的	勺評価		長期的評価	
	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1 時間値 の最高値	8 時間値が 20ppm を 超えた回数	日平均値が 10ppm を 超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が 10ppm を 超えた日が 2日以上 連続した	判定
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(回)	(日)	(ppm)	ことの有無	
長府局	338	8, 040	0. 1	1.0	0	0	0. 3	無	達成

(6) 炭化水素 (非メタン炭化水素、メタン炭化水素)

【非メタン炭化水素に係る測定結果 (年平均値経年)】(単位:ppmC)

	7C 1013177(1 - 1)	N W M M M M M	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	-1	<u> </u>
	H27	H28	H29	H30	R1
長府局	0. 13	0. 13	0. 14	0. 13	0.09
彦島局	0. 13	0. 11	0. 12	0. 13	0. 12
全市平均	0. 13	0. 12	0. 13	0. 13	0. 11

【非メタン炭化水素に係る測定結果 (年平均値経年)】

					6~9 時	平均値				
	測定時間	年平均値	6~9 時 年平均値	6~9 時 測定日数	最高値	最低値	6~9 時平均値が 0. 20ppmC を超えた 日数とその割合 (日) (%)		6~9 時 ⁵ 0.31ppmC 日数とそ	を超えた
	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)			(日)	(%)
長府局	8, 025	0. 09	0. 11	338	0. 36	0. 01	34	10.1	3	0. 9
彦島局	8, 011	0. 12	0. 12	338	0. 31	0. 03	11	3. 3	0	0. 0

	【炭化水素に係る測定結果(月次集計)】 (単												: ppmC)		
		H31	R1									R2			
		4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月		
E	非メタン炭化水素	0. 11	0. 12	0. 09	0.09	0.09	0. 08	0.06	0. 09	0. 09	0. 07	0. 07	0. 07		
長府局	メタン炭化水素	1. 97	1. 97	1. 94	1. 91	1. 91	1. 92	1. 95	2. 00	2. 02	2. 02	2. 02	2. 00		
问	全炭化水素	2. 07	2. 08	2. 03	2. 01	2. 00	1. 99	2. 01	2. 08	2. 10	2. 09	2. 09	2. 07		
卋	非メタン炭化水素	0. 12	0. 14	0. 11	0. 11	0. 12	0. 11	0. 14	0. 13	0. 12	0. 10	0. 09	0. 09		
彦島局	メタン炭化水素	1. 99	1. 98	1. 95	1. 92	1. 91	1. 92	1. 95	1. 99	2. 00	2. 00	2. 00	1. 99		
同	全炭化水素	2. 11	2. 12	2. 06	2. 04	2. 03	2. 03	2. 09	2. 12	2. 12	2. 10	2. 09	2. 08		

(7) 微小粒子状物質 (PM2.5)

【月毎の日平均値が 35 µg/m³を超えた日数】

【月毎の日平均	匀値が 35	ōμg/m³ 右	を超えた	日数】							(単位	: 日)		
	H31 R1													
	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月													
長府局	長府局 0 0 0 0 0 0 0 0													
彦島局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
山の田局 0 0 0 0 0 0 0 0												0		
豊浦局	0	0	0	0										

(単位 <u>: μg/m³)</u> 【測定結果(月次集計)】

	H31					R2						
	4 月	5月	6 月	7月	12 月	1月	2月	3 月				
長府局	13. 2	16. 5	12. 3	12.4	12. 3	9. 4	9. 9	10.4	10. 9	9.8	12.0	11. 2
彦島局	15. 0	18. 4	14. 7	13. 2	13.6	9. 9	11.1	10. 9	10. 6	10. 5	11.1	11. 2
山の田局	12. 0	15. 9	9 13.2 12.5 11.8 9.4 9.8 9.8 9.7								10.9	9. 7
豊浦局	11.8	14. 3	11.9	10.4	9. 2	8. 2	10.6	9. 7				

【測定結果 (経年変化)】

(単位: μg/m³)

	H27	H28	H29	H30	R1
長府局	16	15	15. 1	13.0	11. 7
彦島局	17	17	15. 5	14. 7	12. 6
山の田局	16	16	14. 2	12. 7	11. 2
豊浦局	14	14	13.0	11.4	10. 2
全国	13. 1	11. 9	11.6	11. 2	

【環境基準達成状況】

		長期的	勺評価			
区分	有効 測定 日数	年平均値	日平均値の 年間 98%値	判定		35μg/m³を とその割合
測定局	(日)	$(\mu \text{ g/m}^3)$	$(\mu \text{ g/m}^3)$		(日)	(%)
長府局	338	11. 7	26. 1	達成	0	0.0
彦島局	338	12. 6	29. 8	達成	0	0.0
山の田局	338	11. 2	26. 5	達成	0	0.0
豊浦局	338	10. 2	25. 8	達成	0	0.0

1-8 環境監視結果(風向別頻度割合)

(単位:%)

	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	CLAM
小月局	1.5	19.0	8. 7	1. 3	0. 3	0. 2	0. 2	0. 3	1. 1	20. 9	21. 9	20. 0	1. 4	0. 6	0.4	0.6	1.5
長府局	2. 9	4. 9	6. 2	5. 8	8. 7	8. 9	8. 4	2. 7	1. 4	0. 7	1. 9	4. 1	7. 1	14. 7	5. 9	3. 9	11.8
彦島局	5. 3	3. 3	4. 8	7. 1	21.4	13. 2	3. 7	3. 2	2. 1	2. 6	3. 0	3. 9	5. 4	5. 6	5.8	9. 3	0. 2
山の田局	3. 7	3. 5	7. 1	16. 7	17. 6	6. 7	1. 7	1. 1	0. 7	0. 9	2. 0	6.0	7. 1	6. 3	4. 8	6. 9	7. 1
豊浦局	0. 7	1. 2	5. 7	8. 7	24. 8	18.8	7. 8	3. 8	4. 0	5. 0	10. 7	4. 0	2. 0	1. 2	0.8	0.6	0.4

1-9 環境監視結果(有害大気汚染物質)

【測定結果 (年平均値経年)】

	物質名		H27	H28	H29	H30	R1
	アクリロニトリル	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 040	0. 030	0. 031	0. 036	0. 029
	塩化ビニルモノマー	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0.063	0. 069	0. 042	0. 12	0. 022
	塩化メチル	$(\mu \text{ g/m}^3)$	1. 7	1. 7	1. 7	1.8	1.8
	クロロホルム	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 20	0. 18	0. 18	0. 19	0. 16
	1, 2-ジクロロエタン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 24	0. 15	0. 20	0. 27	0. 15
	ジクロロメタン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 77	0. 62	0. 64	0. 76	0. 77
	テトラクロロエチレン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 19	0. 046	0. 042	0. 069	0. 048
	トリクロロエチレン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 035	0. 023	0. 021	0. 021	0. 018
	トルエン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	3. 5	2. 0	2. 1	2. 7	2. 0
長	1, 3-ブタジエン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 084	0. 056	0. 072	0. 086	0. 054
長府東局	ベンゼン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	1. 0	0. 72	0. 75	0. 91	0. 74
局	酸化エチレン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0.069	0. 046	0. 051	0. 060	0. 025
	アセトアルデヒド	$(\mu \text{ g/m}^3)$	2. 0	2. 0	3. 2	3. 7	2. 8
	ホルムアルデヒド	$(\mu \text{ g/m}^3)$	1. 4	1.6	1. 8	2. 1	2. 3
	ニッケル化合物	(ng/m^3)	6. 0	3. 5	2. 7	6.8	2. 8
	ヒ素及びその化合物	(ng/m^3)	1. 3	1.4	1. 2	1. 9	0. 95
	ベリリウム及びその化合物	(ng/m³)	0. 011	0. 0075	0. 018	0. 026	0. 021
	マンガン及びその化合物	(ng/m^3)	35	13	18	22	14
	クロム及びその化合物	(ng/m^3)	3. 9	2. 2	3. 3	4. 6	2. 9
	水銀及びその化合物	(ng/m^3)	1. 9	1.8	2. 0	0. 95	1.5
	ベンゾ[a]ピレン	(ng/m³)	0. 29	0. 14	0. 18	0. 30	0. 10

【測定結果 (環境基準等達成状況)】

L /A1	定結果(環境基準等達成状況) <u>】</u>					環境		
			平均值	最小値	最大値	基準値	指針値	参考值
	アクリロニトリル	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 029	0. 0025	0. 10	-	2. 0	-
	塩化ビニルモノマー	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 022	0. 0025	0.069	_	10	-
	塩化メチル	$(\mu \text{ g/m}^3)$	1.8	1.3	2. 4	ı	-	_
	クロロホルム	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 16	0. 079	0. 29	I	18	-
	1, 2-ジクロロエタン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 15	0. 015	0. 37	ı	1.6	_
	ジクロロメタン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0.77	0. 33	1. 6	150	_	-
	テトラクロロエチレン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 048	0.006	0. 12	200	_	-
	トリクロロエチレン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 018	0. 0025	0. 053	130	-	-
	トルエン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	2. 0	0. 73	4. 3	-	-	-
Ē	1, 3-ブタジエン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 054	0. 024	0. 12	ı	2. 5	-
長府東局	ベンゼン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 74	0. 24	1. 2	3	_	_
鬼局	酸化エチレン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 025	0. 0035	0.067	-	_	_
	アセトアルデヒド	$(\mu \text{ g/m}^3)$	2. 8	1.5	4. 8	-	_	5
	ホルムアルデヒド	$(\mu \text{ g/m}^3)$	2. 3	0. 97	5. 0	-	_	0.8
	ニッケル化合物	(ng/m³)	2.8	0. 89	6. 3	ı	25	-
	ヒ素及びその化合物	(ng/m³)	0. 95	0. 34	1. 6	I	6.0	-
	ベリリウム及びその化合物	(ng/m^3)	0. 021	0. 0055	0.068	ı	-	4
	マンガン及びその化合物	(ng/m^3)	14	1.8	45	I	140	_
	クロム及びその化合物	(ng/m^3)	2. 9	0. 81	9. 0	ı	-	0. 25
	水銀及びその化合物	(ng/m^3)	1.5	0. 45	2. 0	ı	40	-
	ベンゾ[a]ピレン	(ng/m^3)	0. 10	0. 012	0. 52	_	_	0. 11

【測定結果 (年平均値経年)】

	物質名		H27	H28	H29	H30	R1
	アクリロニトリル	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 023	0. 018	0. 012	0. 013	0. 011
	塩化ビニルモノマー	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 045	0. 032	0. 029	0. 052	0. 016
	塩化メチル	$(\mu \text{ g/m}^3)$	1. 6	1.6	1. 6	1. 7	1.6
	クロロホルム	$(\mu \text{ g/m}^3)$	3. 1	0. 17	0. 16	0. 16	0. 15
	1, 2-ジクロロエタン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 21	0. 13	0. 19	0. 26	0. 18
	ジクロロメタン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 59	0. 48	0. 59	0. 60	0. 63
	テトラクロロエチレン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 035	0. 026	0. 026	0. 025	0. 024
	トリクロロエチレン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 031	0. 019	0. 024	0. 016	0. 018
-	トルエン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	1. 3	0. 99	1. 2	1.6	4. 6
角島小学校	1, 3-ブタジエン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 030	0. 020	0. 026	0. 036	0. 022
小	ベンゼン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 74	0. 54	0. 55	0. 59	0. 62
校	酸化エチレン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 06	0. 045	0. 041	0. 043	0. 021
	アセトアルデヒド	$(\mu \text{ g/m}^3)$	1.5	1.7	2. 7	3. 9	2. 8
	ホルムアルデヒド	$(\mu \text{ g/m}^3)$	1. 0	1. 2	1. 5	1.5	2. 1
	ニッケル化合物	(ng/m³)	4. 4	2. 7	2. 3	6. 2	2. 5
	ヒ素及びその化合物	(ng/m^3)	1.3	1.5	1. 1	2. 2	1.0
	ベリリウム及びその化合物	(ng/m³)	0. 080	0. 0066	0. 015	0. 021	0. 016
	マンガン及びその化合物	(ng/m^3)	15	8. 2	14	13	11
	クロム及びその化合物	(ng/m^3)	3. 1	2. 0	3. 7	3.8	3. 4
	水銀及びその化合物	(ng/m^3)	1. 9	1.9	1.8	0. 66	1.5
	ベンゾ[a]ピレン	(ng/m³)	0. 18	0. 097	0. 18	0. 18	0. 20

【測定結果 (環境基準等達成状況)】

F /// 1	正桁呆(垜児基华奇连队认况)】					環境		
			平均值	最小値	最大値	基準値	指針値	参考値
	アクリロニトリル	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 011	0. 0025	0. 031	ı	2. 0	ı
	塩化ビニルモノマー	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 016	0. 0025	0. 073	ı	10	1
	塩化メチル	$(\mu \text{ g/m}^3)$	1.6	1.3	2. 0	I	_	ı
	クロロホルム	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 15	0. 077	0. 34	-	18	-
	1, 2-ジクロロエタン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 18	0. 018	0. 75	ı	1.6	ı
	ジクロロメタン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0.63	0. 14	1. 6	150	_	ı
	テトラクロロエチレン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 024	0. 0025	0. 083	200	_	ı
	トリクロロエチレン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 018	0. 0025	0. 057	130	_	ı
	トルエン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	4. 6	0. 54	42	-	_	-
角	1, 3-ブタジエン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 022	0. 007	0.062	ı	2. 5	ı
角島小学校	ベンゼン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 62	0. 095	1. 2	3	-	ı
学	酸化エチレン	$(\mu \text{ g/m}^3)$	0. 021	0. 0013	0. 050	-	_	-
仪	アセトアルデヒド	$(\mu \text{ g/m}^3)$	2. 8	0. 94	5. 9	-	_	5
	ホルムアルデヒド	$(\mu \text{ g/m}^3)$	2. 1	0. 76	3. 4	-	_	0.8
	ニッケル化合物	(ng/m^3)	2. 5	0. 95	6. 6	ı	25	-
	ヒ素及びその化合物	(ng/m^3)	1.0	0. 21	2. 6	-	6. 0	-
	ベリリウム及びその化合物	(ng/m^3)	0. 016	0. 0035	0.063	-	_	4
	マンガン及びその化合物	(ng/m³)	11	1.4	41	1	140	ı
	クロム及びその化合物	(ng/m^3)	3.4	0. 57	8. 0	ı	_	0. 25
	水銀及びその化合物	(ng/m^3)	1.5	0. 77	2. 0	ı	40	-
	ベンゾ[a]ピレン	(ng/m^3)	0. 20	0. 0056	1.1	-	_	0. 11

1-10 事業場監視

(1) 大気汚染防止法及び山口県公害防止条例によるばい煙及び揮発性有機化合物の規制状況

規制対象	大気汚染防止法	山口県公害防止条例			
規制物質	(番号は施行令別表第1の号番号)	指定工場	ばい煙に係る特定施設 (番号は規則別表第2の区分)		
1 檢毒吸化物 1 全江八便金生饰瓷 1		(総量規制基準) ばい煙に係る原料・燃料の 使用量の総量が 1kl/h 以上 のもの	①、⑤、⑧		
ばいじん	ガス、軽質油を燃料とする小型ボ イラを除く全ばい煙発生施設	無機化学工業製品製造業の 用に供する焙焼炉等	①、②、③		
カドミウム及び その化合物	14 銅、鉛、亜鉛の精錬用焙焼炉 等、15、9 の一部	全部	⑥、⑦、⑨廃棄物の処理の用に供 する焼却施設又は焼却設備、⑩		
塩素	16 塩素化エチレン製造用の塩素 急速冷却装置、17、18、19	全部	6,9,10		
塩化水素	16~19、13 廃棄物焼却炉	全部	4.9.10		
弗素、弗化水素及び弗化 珪素	20 アルミ精錬用の電気炉、9 の一部、21 の一部、22、23	全部	6,9,10		
鉛及びその化合物	14の一部、24、25、26、9の一部	全部	6,9,10		
窒素酸化物	ガス、軽質油を燃料とする小型ボ イラを除く全ばい煙発生施設				
揮発性有機化合物	全揮発性有機化合物排出施設				
シアン化水素及び その他のシアン化合物		全部	6,7,9,10		
ホルムアルデヒド		全部	9.10		
硫化水素		全部	5.6		
二硫化炭素		全部	5,9,0		
ホスゲン		全部			
臭素		全部			
六価クロム		全部	7.9.10		
タール状物質		全部	9.10		
水銀及びその化合物	全水銀排出施設	全部			

(2) 大気汚染防止法「ばい煙発生施設」「揮発性有機化合物排出施設」「一般粉じん発生施設」「特定粉じん発生施設」「水銀排出施設」届出状況(令和2年3月31日現在)

区分	項番号	世出施設」届出状況(令和2年3月31日現在) 種類		大気汚染防止法	電気・ガス事業法
	1	ボイラー		294	4
	2	ガス発生炉		5	0
	5	金属溶解炉		27	0
	6	金属加熱炉		58	0
	9	窯業製品焼成炉		6	0
	10	無機化学工業製品等の反応炉	・直火炉	2	0
	11	乾燥炉		19	0
	12	電気炉		3	0
	13	廃棄物焼却炉		11	0
ばい煙 発生施設	14	亜鉛精錬用焼却炉・溶解炉・	焙焼炉	3	0
75—75	21	複合肥料等製造施設		3	0
		1° > 6 1° \	常用	0	2
	29	ガスタービン	非常用	0	5
	30	ディーゼル機関	常用	3	34
			非常用	1	51
	31	I* 144 BB	常用	0	10
		ガス機関	非常用	0	1
	施設数			435	107
	工場・事業場			136	60
揮発性	2 塗装施設			1	0
有機化合物	施設数			1	0
排出施設	工場・事業場			1	0
	2	鉱物又は土石の堆積場		38	0
	3	ベルトコンベア又はバケット	コンベア	61	1
一般粉じん	4	破砕機又は摩砕機		37	0
発生施設	5	ふるい		10	0
		施設数		146	1
		工場・事業場		43	1
1170 175 0 15		施設数		0	0
発生施設	工場・事業場			0	0
	1	石炭ボイラー		0	1
_1, Δ0	4 亜鉛・鉛の一次精錬施設			1	0
水銀 排出施設	8	廃棄物焼却炉		4	0
	施設数			5	1
	工場・事業場			4	1

(3) 大気汚染防止法「特定粉じん排出等作業」届出状況(令和2年3月31日現在)

大気汚染防止	作業の種類		中の特定粉じん排出等 数(法第 18 条の 15)	特定建築材料の種類 (施行令第3条の3)			
法施行規則別表 第七の項番号		(第1項) 通常の場合	(第 2 項) 火災その他非常事態 発生による緊急の場合	(第1号) 吹付け石綿	(第2号) 断熱材	(第3号) 保温材	(第4号) 耐火被覆材
1	(A)解体作業	13 (0)	0 (0)	10 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)
2	(B)解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、対火被覆材を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去する作業	1 (1)	0 (0)		0 (0)	1 (1)	0 (0)
3	(C) 解体作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが困難な作業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
4	(D) 改造·補修作業	33 (25)	0 (0)	5 (0)	2 (2)	23 (23)	3 (0)
(E)作業数計		47 (26)	0 (0)	15 (0)	3 (2)	24 (24)	5 (0)
(F) 届出数計		47	0		(at the distance of the second		

(注)() 内には作業実施件数のうち、工作物(建築物を除く)に係る内数で計上

(4) 山口県公害防止条例に基づく下関市内の指定工場許可状況

	工場名	所在地	S0x 総量 規制適用	適用条件
1	㈱ブリヂストン下関工場	長府港町 3-1	0	SOx、ガス、排水
2	㈱神戸製鋼所長府製造所	長府港町 14-1	0	SOx、ガス、排水
3	コベルコ鋼管(株)	長府港町 13-1	0	排水
4	下関三井化学(株)	彦島迫町 7-1-1	0	SOx、ガス、排水、面積
5	彦島製錬㈱	彦島西山町 1-1-1	0	SOx、ガス、排水
6	三菱造船㈱	彦島江の浦 6-16-1		排水
7	中国電力㈱(下関発電所)	長府港町 9-1	0	SOx、ガス、排水、面積
8	下関市筋ヶ浜終末処理場	伊崎町 4-1		排水
9	日清食品㈱下関工場	小月小島 1-1-12	0	面積
10	下関市彦島終末処理場	彦島福浦町 1-28-31		排水
11	下関市上下水道局長府浄水場	長府豊浦町 1-1		排水
12	キャボットジャパン㈱下関工場	彦島迫町 7-3-15	0	ガス
13	下関市環境センター奥山工場	大字井田字桑木 378	0	ガス
14	下関市山陰終末処理場	大字垢田地先		排水
15	下関市山陽終末処理場	大字宇部乃木浜		排水
16	チョダウーテ(株)	彦島迫町 7-1-1	0	ガス
17	下関市地方卸売市場唐戸市場	唐戸町 5-50		排水
18	下関バイオマスエナジー合同会社 (下関バイオマス発電所)	彦島迫町	0	SOx、ガス、排水、面積

(注) 適用条件

- (SOx) 温度が摂氏零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算して毎時 10m³ を超える硫黄酸化物に係るばい煙を発生し、及び排出する施設を設置する工場又は事業場。
- (ガス)全ての排出口から大気中に排出される排出ガス(燃料その他の物の燃焼に伴い発生するものに限る。)の総量が、温度が摂氏零度であって、圧力が1気圧の状態に換算して毎時40,000m3以上の工場又は事業場。
- (排水)1日当たりの平均的な排水量の総量が1,000m3以上の工場又は事業場。
- (面積)食品製造業、繊維工業、パルプ・紙製造業、化学工業、石油製品製造業、電気業又はガス業に係る工場又は事業場であって、その敷地面積が30,000m²以上のもの。